

Q1-2.各種拠点の進出形態による比較をしたいので教えてください。

一般に日本企業の台湾への進出形態としては、現地法人、支店、駐在員事務所の3形態が考えられます。営業活動を台湾で行う場合は、現地法人もしくは支店形態でなくてはなりません。情報収集等の限られた活動のみを行う場合は、駐在員事務所でも可能です。

各形態の設立要件については、下表をご参照ください。

進出形態	現地法人	支店	駐在員事務所
設立の 法令根拠	会社法、 外国人投資条例	会社法、 外国人投資条例	会社法、
法人登記	必要	必要	必要
営業登記	必要	必要	不要
株主	最低株主数は、法人株 主の場合は1名、個人株 主の場合は2名。	—	—
出資者の 責任	出資額を限度とする有限 責任	台湾支店は、本国法人と 同一法人格であり、本社 は支店の債務全額に対し て返済責任がある。	—
責任者	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社は、取締役 3人以上(取締役から 代表取締役を1名選 任);監査役1人以上 有限会社は、取締役 1人以上3人以下 国籍や居住地に制限 なし 	<ul style="list-style-type: none"> 本社は、訴訟および 非訴訟代理人と支店 の支店長を指名する 必要。 訴訟および非訴訟代 理人、支店長とも国籍 制限はないが、支店 長は、台湾に住所ま たは居所が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 本社は、訴訟およ び非訴訟代理人を 指名する必要。 国籍制限はない が、台湾に住所ま たは居所が必要。
資本金 または運 営資金	<ul style="list-style-type: none"> 最低資本金の規定 はないが、会社設立 後1年以内に外国籍 を有する者の就労許 可を取得するため にはNT\$500万以上の 資本金が必要。た だし、経理人1人の みの場合には、最 低NT\$50万の資 本金が 	<ul style="list-style-type: none"> 最低運営資金の 規定はないが、支 店設立後1年以内 に外国籍を有する 者の就労許可を 取得するためには NT\$500万以上の 運営資金が必要。 ただし、支店長1 人のみの場合には 、最低NT\$50万 の運営資金 	—

進出形態	現地法人	支店	駐在員事務所
	<p>あれば就労許可を取得できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の業種に関しては、他の法律などにより最低資本金が定められている場合がある。 	<p>があれば就労許可を取得できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の業種に関しては、他の法律などにより最低運営資金が定められている場合がある。 	
定款	現地法人としての定款が必要。	本社の定款を台湾に据え置かなければならない。	—
株主総会、取締役会	<ul style="list-style-type: none"> 定時株主総会は、少なくとも年に1回。 臨時株主総会と取締役会は、必要に応じ開催。 	重要事項は、本社の株主総会または取締役会の決議が必要。例えば支店の設立、解散など。	—
株式・持分の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社は株式を自由に譲渡できるが、発起人の株式は、会社設立後1年を経過しなければ原則として譲渡できない。 有限会社は、他の社員の過半数の同意を得なければ、社員はその持分を譲渡できない。 	—	—
財務監査	資本金もしくは外部借入がNT\$3,000万以上の会社	運営資金もしくは外部借入がNT\$3,000万以上の支店	—
未処分利益課税	未処分利益を翌年度に配当しなければ、10%の法人税が課される。	—	—
所得の本国送金時の源泉税	外国株主への配当金に対して20%が源泉徴収される。その際、対応する納付済未処分利益課税額を一定の計算式に基づき控除できる。	課税済所得を本店へ送金する際には、源泉税は課されない。	—

進出形態	現地法人	支店	駐在員事務所
再投資 制限	<ul style="list-style-type: none"> 「ネガティブリスト」で禁止または制限をされているもの以外は自由。 外国投資が会社資本金の3分の1以上の場合、再投資に当たっては事前に經濟部投資審議委員会の認可が必要。 	再投資を行っても外国法人としての投資とみなされる。	—
投資の 撤去方法	解散清算、合併、株式譲渡など。	本店において、支店の解散を決議。	

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。